

職場内で掲示・回覧いただきありがとうございます。

協会けんぽ香川支部からのお知らせ

令和元年10月号

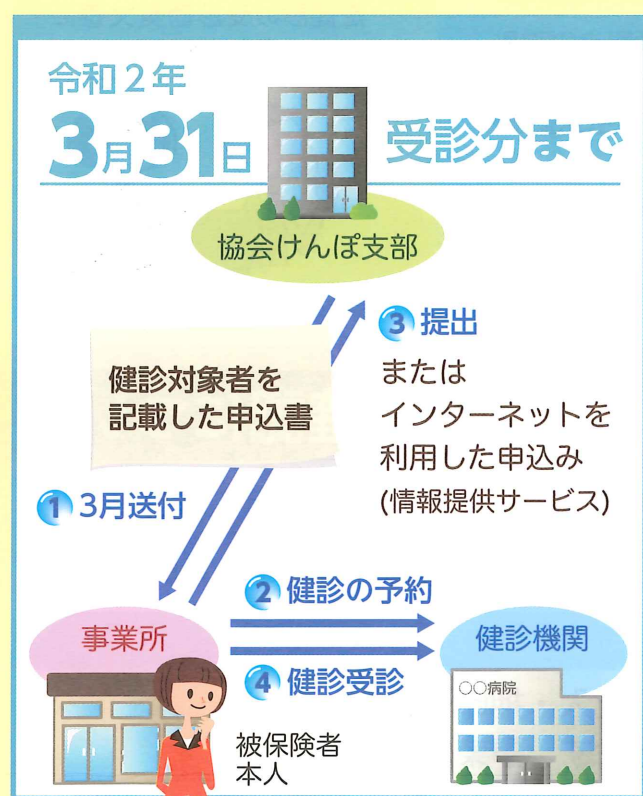


【健診機関に予約するだけでOK】

生活習慣病予防健診について令和2年度より 協会けんぽへの申込みは不要となります

生活習慣病予防健診は、令和2年4月1日受診分から協会けんぽへの申込みは不要となり健診機関に対してのみ予約申込みを行うことで受診できるようになります。

今後は、毎年3月に協会けんぽから事業主様へ生活習慣病予防健診対象者一覧を送付いたしますので、該当者の確認にご利用ください。



当協会ホームページ（情報提供サービス）からダウンロードできる健診対象者一覧は、ファイル形式を「CSV」に変更し項目の追加等を行いますので、データ作成等にご活用ください。（詳細はホームページにより順次ご案内いたします。）

みんなで歩こう！ ふるさと 健康ウォーク in 丸亀

令和
元年
11.23 土祝
9:00 開会

里山コース、城下町コースのいずれかを
ご自身の体力に合わせてお選びいただけます。
秋の深まりを感じながら、楽しく歩きましょう！

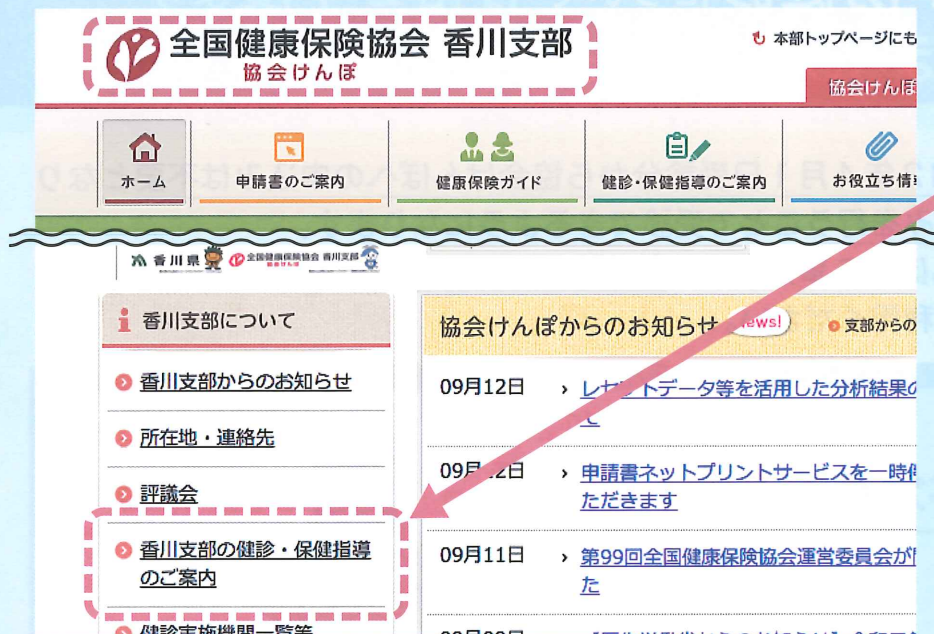


（参加には申込みが必要です。詳しくは丸亀市または当協会のホームページをご覧ください。）

ご活用ください

家族様向け特定健診の受診勧奨文書について

従業員の家族様の受診を事業主様から勧奨する文書をご用意しました。家族が健康であることが従業員の元気の源に、ひいては事業所の活性化につながります。当協会ホームページよりダウンロードし、日付と事業所名を入力してご活用ください。



ホームページ掲載箇所

- ①「協会けんぽ 香川」で検索
- ②「香川支部の健診・保健指導のご案内」をクリック
- ③「【ご活用ください】～事業主の皆様へ～家族様向け特定健診の受診勧奨文書について」をクリック



必ず
ご提出ください!

被扶養者資格の再確認について

提出期限：令和元年11月20日(水)

[下記①②を、令和元年9月下旬～10月下旬に加入事業所へお送りしております。]

提出いただくもの	ご注意ください
1. 被扶養者状況リスト	○ 事業主欄の記入・押印もれ ○ 控えは提出せず、事業所で保管
※扶養から外れる方がいる場合は、以下をあわせて提出いただきます	
2. 被扶養者調書兼異動届	「被扶養者でなくなった日」は日にちまで記入
3. 該当する方の保険証	添付できない場合は、回収不能届を添付

就職によりご自身の健康保険に加入されたり、年金額やパート収入が増加しているにも関わらず、被扶養者のままとなっていないか等を従業員へご確認いただき、ご提出ください。

全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ



メルマガ登録
大募集中!



087-811-0572 業務グループ (被扶養者資格の再確認、任意継続、給付金等)
087-811-0573 レセプトグループ (医療費のお知らせ、交通事故等)
087-811-0574 保健グループ (健診、保健指導等)
087-811-0570 自動音声案内の後「4」をダイヤル 企画総務グループ (ジェネリック医薬品、メールマガジン)

申請書等提出先

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階